

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月
奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和六十年法律第六十三号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「
において製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）」を「の法第九条の五第一項に規
定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された
法第九条の二第二項第一号に規定する計画区域（以下「計画区域」という。）において
当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業」に改め、「供する」の下に「
施設又は」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 製造の事業
- 二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付
随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関す
る事業活動であつて規則で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業
- 三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法
により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の規則で定める事
業

四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を
原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該
半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

- 五 旅館業（下宿営業を除く。）

第二条を次のように改める。

（事業税の不均一課税）

第二条 知事は、認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げ
る計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成二十九年三月三十一日まで

の間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号又は第四十五条第二項の表の第一号の規定の適用を受ける前条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度（当該特別償却設備を事業の用に供した日の翌日から起算して三年を経過する日前に終了する各年又は各事業年度に限る。）に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率を、奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号。以下「県税条例」という。）第三十三条又は第三十四条の二の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率の十分の一とすることができる。

一 前条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円）以上のもの

二 前条第二号から第四号までに掲げる事業（同条第四号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 五百万円以上のもの

第三条及び第四条中「昭和六十一年六月二十七日」を「計画期間の初日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。
（経過措置）

2 平成二十七年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日

までの間に事業税又は不動産取得税の申告期限が到来した者に係る不均一課税の申請期限は、この条例による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第五条の規定にかかわらず、施行日から起算して一月を経過した日とする。